

農業ひろさき

2021年4月1日 (第182号)

(令和3年4月1日)

編集と発行：弘前市農業委員会

弘前市大字上白銀町1-1 前川本館3階 電話0172-40-7104



油断大敵！リンゴ黒星病を徹底防除

令和2年産のりんご生産では、適切な薬剤散布間隔や降雨前散布等の徹底で黒星病の被害を少なく抑えることができましたが、油断は禁物です。

今年も気を緩めず「伝染源の除去」と「適正防除の徹底」に取り組みましょう。



防除作業の様子

1 黒星病伝染源の除去

(1) 越冬落葉の展葉前の除去

越冬落葉は生育初期の伝染源となるので、雪解け後できるだけ早い時期に、土中へのすき込み等により除去しましょう。

(2) 被害葉・被害果の摘み取り処理

被害葉・被害果は伝染源として菌を飛ばし続けます。

早期発見に努め、見つけたら摘み取って土中に埋める等適切に処分しましょう。

2 適正防除の徹底

剪定や枝片付け、SSの試運転等の準備は早めに行いましょう。

りんごの生育をよく観察し、黒星病の重点防除時期である「展葉1週間後頃」～「落花20日後頃」は10日以内の散布間隔を守って散布しましょう。

また、基準散布量は散布時期によって異なるため、毎回確認しましょう。なお、散布予定日に降雨が見込まれる場合には降雨前散布を徹底しましょう。

黒星病の防除効果が高い「ミギワ20フロアブル」が青森県りんご病害虫防除暦に採用されました。耐性菌の発生を防ぐため、使用する場合は「落花直後」のみとしましょう。

※農業散布時には、周辺の他作物や、一般住宅、学校などに飛散しないよう、風の向きや強さ、散布の時間帯に細心の注意を払いましょう。

■問い合わせ先 青森県中南地域県民局地域農林水産部
農業普及振興室 ☎33-2903

表 令和3年青森県りんご病害虫防除暦（一部抜粋）

| 散布時期 | 基準薬剤（殺菌剤） | 希釈倍数 |
|---------|--------------------------------|------------------------|
| 展葉1週間後頃 | ベフラン液剤25 | 1,000倍 |
| 開花直前 | オルフィンフロアブル | 4,000倍 |
| | ネクスターフロアブル | 1,500倍 |
| | フルーツセイバー | 2,000倍 |
| | カナメフロアブル | 4,000倍 |
| 落花直後 | パレード15フロアブル | 2,000倍 |
| | ミギワ20フロアブル + | 4,000倍 |
| | デランフロアブル 又はチウラム剤 又はマンゼブ剤 | 1,500倍 500倍 600倍 |
| 落花10日後頃 | ユニックス顆粒水和剤47 + | 2,000倍 |
| | 又はチウラム剤 又はマンゼブ剤 | 500倍 600倍 |
| | デランフロアブル 又はチウラム剤 又はマンゼブ剤 | 1,500倍 500倍 600倍 |

種苗法改正に係る説明会が開催されました

3月19日金曜日に、青森県総合社会教育センター他5会場において、青森県の主催により、種苗法改正に係る説明会が開催されました。説明会では、農林水産省の担当職員を招き、県や市町村、農協、県りんご協会、農業者等の関係者が改正種苗法の概要についての説明を受けました。

参加者からは、「令和4年4月から登録品種の自家増殖が許諾制になることを踏まえ、「りんごでは自家増殖を希望する方が多い。どのように許諾手続を行うのか」等の質問が出され、同省からは「許諾内容については育成者権者によるが、品種の価値や品質を落とさないようにする観点から、産地団体単位でまとめて手続を行うことも可能。また、契約書ひな形も作成・配布予定であり、現場の負担が過度に増加することは想定されない」との回答がありました。

説明会の資料については、市のホームページにおいて掲載しますので、ご覧ください。



りんご生産者向け種苗法説明会を開催します

青森県りんご協会の主催により、改正種苗法に係る説明会が下記のとおり開催されます。どなたでもご参加いただけますので、参加を希望される場合は、下記申し込み先へご連絡をお願いします。（会員・非会員に関わらずお申込みいただけます）

- ◆日時 令和3年4月14日（水）15:00～
- ◆場所 平川市文化センター
（平川市光城2丁目30-1）
- ◆定員 200名
- ◆参加費 会員：無料 / 非会員：1千円

■申し込み・問い合わせ先
（公財）青森県りんご協会 ☎27-6006

農業労働力雇用環境整備事業

農業経営者などが行う労働力確保を目的とする住宅の修繕や、園地などへの仮設トイレ設置に係る経費を支援します。

◆**対象者** 経営面積が1畝以上の個人農業者、農地所有適格法人、農業協同組合のいずれかであり、雇用者や研修生の確保を目的として、住宅などを修繕または改修して3年以上利用する方、または園地などへ仮設トイレを設置する方。

◆補助金額

- (1) 住宅などの修繕または改修に係る経費の3分の1、または50万円のいずれか少ない額
- (2) 仮設トイレ購入に係る経費の2分の1、または10万円のいずれか少ない額



◆必要書類

- (1) は修繕などに係る見積書
 - (2) は購入金額が分かる書類
- をご持参のうえ、農政課までお越しください。

■**問い合わせ先** 農政課地域経営係 (市役所前川本館3階) ☎40-7102

担い手への農地集積を推進

4月から農地の貸借業務の窓口を農業委員会に集約します

～農地中間管理事業の相談も～

これまで、農地中間管理事業に係る農地の貸借に関する相談は、農政課で行ってききましたが、4月から農地の貸借に関する相談窓口を農業委員会に集約します。

このことにより、農地の売買等も含めて農地の権利に関する業務は農業委員会に一本化され、各種相談に対応することにより、農地の集積・集約化を推進します。また、農地中間管理事業に係る農地集積協力金に関する業務も農業委員会が行います。

農業委員会

- 農地の売買・贈与等所有権移転に関する相談
- 農地の貸借に関する相談
 - ・ 農地法による貸借
 - ・ 農業経営基盤強化促進法による貸借
 - ・ 農地中間管理事業法による貸借…… (農政課から移管)
- 農地集積協力金に関する相談……… (農政課から移管)

■**問い合わせ先** 農業委員会事務局 (市役所前川本館3階) ☎40-7104

～農作業は焦らず、急がず、慎重に!～ 「春の農作業安全運動」展開中!!

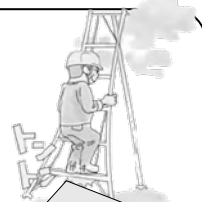
県では、農業機械などによる事故を防止するため、春作業が行われる4～5月を重点期間として「春の農作業安全運動」を実施しています。

中南管内における令和2年(2020年)の農作業事故件数は6件で、主にりんご園での作業中に発生しています。

農作業が本格化する春は、事故が起こりやすくなります。農作業には常に危険性が伴うことを認識し、「焦らず、急がず、慎重に!」を心がけ、安全に作業を行いましょう。

～農作業安全のポイント～

- ・ 一人で作業に出かけるときは、家族に場所と内容を伝え、非常時に備えて携帯電話を持参する。
- ・ 長時間の連続作業を避けて、必ず作業の合間に十分な休憩を取る。
- ・ ほ場への出入りや傾斜地での作業の際には、周りの状況をよく確認して転落・転倒に注意する。
- ・ 作業前に走行路の安全性を点検し、障害物の撤去や走行路の補修を行う。また、危険か所には、作業時に気づきやすいようにポール等を設置する。
- ・ 脚立などを使用する時は、安定した場所に設置し、体の安定を保って作業を行う。
- ・ 機械の調整・点検、詰まり除去時はエンジンを停止する。また、服装を整え、機械に巻き込まれないように注意する。



脚立をしっかりと固定!

■**問い合わせ先** 中南地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 ☎33-2903

家族経営協定を締結して、農業経営を発展させよう!

家族経営協定は、農業経営における家族の約束事を文書で取り決めたもので、経営改善や女性農業者の地位確立などにつながります。そうした農業経営を見直すきっかけになる「家族経営協定」の調印式が、2月24日に行われました。今回の調印式で協定を結んだのは、藤田光世さん、節子さん、世城さん、早苗さんご家族で、今回の締結を含め本市での協定締結家族は149組となり、他に、3家族の締結も予定されています。

また、認定農業者制度の共同申請や農業者年金の加入にあたり保険料の国庫助成、制度資金の活用などのメリットがあります。

家族経営協定に関する詳しい内容や締結までの流れについては、お問い合わせください。

■**問い合わせ先** 農業委員会農政係 (市役所前川本館3階) ☎40-7104



農地利用最適化推進委員または農業委員へ

クロルピクリン剤（土壌くん蒸剤）の適正使用に関するお願い

注意

正しく使用しないと悪影響事故につながります！

クロルピクリン剤を使用する際に、被覆を怠ったことにより、近隣住民に健康被害を及ぼす事例が発生しています。自分自身と近隣住民の健康のため、次の注意事項を必ず守りましょう。

- ◎使用の際は、土壌くん蒸用防護マスクなどの保護具を身に付けましょう。
◎ガスが、近隣の住宅、家畜舎、田畑、井戸や河川等に流れ込まないよう風向き等に注意して作業しましょう。
◎周辺住民に対し、あらかじめ時間的余裕をもって、使用の日時と使用者等の連絡先を幅広く周知しましょう。
◎被覆しないと有効成分のガスが抜け、防除効果が落ちます。安全に使用し、高い防除効果を得るため、施用後は、必ず厚さ0.03mm以上のシートや難透過性資材で被覆しましょう。

■問い合わせ先 中南地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 32-1131

「養成事業」研修生募集のお知らせ

市では、次のとおり養成事業の研修生を募集します。研修受講をご検討の方はご相談ください。

青森県りんご病害虫マスター養成事業

- ◆研修内容 りんご病害虫の発生予察から防除までの基礎知識及び応用技術など
◆研修期間 令和3年6月～令和4年3月
◆募集人員 20名程度
◆応募資格

概ね30歳から45歳のりんご栽培に従事している方で、将来りんごの自立経営をできる意欲のある方。青森県りんご協会の会員、もしくは家族会員である方。本人または世帯員が、りんご共済や収入保険に加入していること（※領収書または加入証書を添付）

- 申込み方法 応募資格をご確認のうえ、青森県りんご協会地区支会長の推薦をもって申し込みとなります。地区支会長は、申込期日までに推薦書を提出してください。
●申込締切 4月30日（金） ※応募多数の場合は選考となります。

■問い合わせ・申込先 りんご課生産振興係（市役所前川本館3階）40-7105

令和3年度農地賃借料情報

農地の賃貸借契約を締結する場合の目安に示すため、農業委員会では、令和2年1月から令和2年12月までの賃貸借契約における市内の水田や樹園地などの賃借料を集計した参考賃借料情報を提供します。

～ 農地の賃借料を決める際にご活用ください。～

1 田（水稲）、樹園地の部

Table with columns: 参考地区, 区分, 実績面積(㎡), 件数(件), 左のうち、賃借料が金銭以外の件数(件), 賃借料平均額(10㎡当たり)(円), 最低額～最高額(円). Rows include various districts like 水稲複合型地区 and 果樹複合型I地区.

2 畑（普通野菜・花き等）の部

Table with columns: 参考地区, 実績面積(㎡), 件数(件), 左のうち、賃借料が金銭以外の件数(件), 賃借料平均額(10㎡当たり)(円), 最低額～最高額(円). Row includes 弘前市全域.

※上記の表は、令和2年1月から令和2年12月までの1年間に結ばれた賃貸借契約について集計を行い、参考賃借料として示したものです。

※平均額には、金銭以外で賃借料を支払ったものも金額換算して算入しています。

※各金額欄は、100円未満を四捨五入しています。

※金銭以外での支払いは、田が米で、樹園地はりんごが主なものとなっています。



■問い合わせ先 農業委員会農地係（市役所前川本館3階）40-7104


「農地に関するご相談」は、お近くの

令和3年度 健診・ドックの実施について

体の異常の早期発見と早期治療のため、健診を毎年受けましょう。
今年度も板柳町の一部の医療機関で国保特定健診及び後期高齢者健診を受診できます。マスクの着用や手指の消毒など、感染症予防対策をして受診しましょう。

| 健診名 | 対象 | 料金 | 実施期間 |
|--------------------|---|---|--|
| 国保特定健診 後期高齢者の健診 | 国民健康保険に加入している40歳以上の人、または後期高齢者医療制度に加入している人 | 無料 (健診には約1万円の費用がかかりますが、受診券を使用することで年度内1回に限り、無料で受診できます。) | 4月25日～ 令和4年3月15日 |
| 国保人間ドック | 次のいずれにも該当する人 ○国民健康保険に加入している40歳以上の人 ○国民健康保険料の滞納がない世帯の人 | 4,250円 (年度内1回。国保特定健診が含まれ、同時受診となります。また、検診内容や年齢により自己負担額が増減することがあります。) | 4月15日～ 令和4年3月15日 ※4月1日から予約を受け付けます。 |
| 国保脳ドック | | 5,000円 (年度内1回。国保特定健診または国保人間ドックとは別に受診できます。) | 4月1日～ 令和4年3月31日 |
| 後期高齢者の 歯科健診 | 後期高齢者医療制度に加入している人 | 無料 (年度内1回。受診券はありませんので、被保険者証をお持ちください。) | 5月1日～ 令和4年3月31日 |

◆詳細は『令和3年度健康と福祉ごよみ』をご覧ください。

| | | |
|----------|---|---|
| ■ 問い合わせ先 | ・【国保特定健診・国保人間ドック・国保脳ドック】 国保年金課国保健康事業係 ☎35-1116 |  |
| | ・【後期高齢者の健診・後期高齢者の歯科健診】 国保年金課後期高齢者医療係 ☎40-7046 | |

山火事に注意!

春は空気が乾燥し、山火事が発生しやすい季節です。

山火事の原因は、たき火やたばこの不始末によるものが多く、私たちの注意で防ぐことができます。

＝火を取り扱うときには、次のことを守るようにしてください＝

- ①枯葉などがある火災の起きやすい場所では、たき火をしない。
- ②強風・乾燥注意報などが発令されているときは、火気の使用を控える。
- ③たばこの火は確実に消し、吸い殻の投げ捨てをしない。

新たな青年農業士を紹介します

令和2年度に県から、青年農業士に認定された本市の農業者を紹介します。

地域農業の推進役として、今後一層の活躍が期待されます。

今回の認定者を含め、本市の農業経営士は14人、青年農業士は21人となります。

青年農業士



齊藤 久志
(大和 沢)

地域の農業は地域で守る ～地域農業団体が援農～

3月1日、鳥井野地区の農業者団体「果遊会」と農業後継者団体「鳥遊会」のうち25名が、会員が急病で農作業ができない園地(およそ60アール)のせん定作業を、約2時間かけて行いました。

「果遊会」は、鳥井野地区の農業者がりんごの栽培技術の向上と仲間づくりを目的に結成した団体です。会員数は18名で、主に会員同士の交流や、援農を行っています。また、「鳥遊会」は、同地区の農業後継者15名で組織する団体です。これまでも会員の事情に応じて摘果作業など、様々な援農を行ってきました。

作業を終えて、果遊会会長の對馬英世さんは、「突発的な事情は誰にでも起こりえること。結束が強いところが果遊会のいいところ。今後も会員が協力して、急な状況にも対応したい。」と話していました。



せん定を終えた「果遊会」「鳥遊会」の会員